

住宅取得補助金が変わりました！！

平成 30 年度

若い世代の住宅取得補助金のしおり

～ 平成 30 年 6 月 1 日から受付開始 ～

<制度の趣旨>

我孫子市では、平成 26 年度から若い世代や子育て世代の住宅取得に対する補助を行い、若い世代の市外からの転入や市内での定住化を促進しています。

平成 30 年度からは、最大 20 万円の補助とし、住みよいまちづくりを目指します。

<資格要件と補助内容>

○住宅取得者（申請者）の要件について

次の要件を満たした住宅取得者に補助金が交付されます。さらに加算要件を満たした場合は、それぞれの金額を加算した金額が交付されます。

補助要件及び補助金額一覧表

補助の種類		要件	補助金額
基本補助	若い世代の住宅取得	我孫子市に住民票があり 40 歳未満（既婚者の場合は夫婦どちらかでも可）の方が住宅取得し、市税の滞納が無い場合	5 万円
加算補助	市内東側での住宅取得	我孫子市の東側地区（※）で、住宅を取得した場合	+ 10 万円
加算補助	取得者またはその配偶者が市外からの転入者	取得者またはその配偶者が、市外等から交付対象住宅での定住を目的とする転入者である場合 ①転入日が申請日からさかのぼって 1 年以内 ②転入日からさかのぼって 1 年以上我孫子市に住民票が無かった ※上記①・②に該当する方が加算対象となります。	+ 5 万円

最大 20 万円の補助！！

※我孫子市内の都部、都部新田、湖北台 1～10 丁目、中峠台、中峠、中里、中里新田、古戸、日秀、新木、新木野 1～4 丁目、南新木 1～4 丁目、布佐西町、布佐 1 丁目、布佐、布佐平和台 1～7 丁目、江蔵地、都、新々田、三河屋新田、相島新田、大作新田、布佐下新田、浅間前新田のことを指します。